

令和2年第4回美祢市議会定例会会議録（その5）

令和2年12月10日（木曜日）

1 出席議員

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 石井和幸 | 2番 | 山下安憲 |
| 3番 | 田原義寛 | 4番 | 岡村隆 |
| 5番 | 藤井敏通 | 6番 | 村田弘司 |
| 7番 | 杉山武志 | 8番 | 坪井康男 |
| 9番 | 猶野智和 | 10番 | 秋枝秀稔 |
| 11番 | 岡山隆 | 12番 | 高木法生 |
| 13番 | 三好睦子 | 14番 | 荒山光広 |
| 15番 | 山中佳子 | 16番 | 竹岡昌治 |

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

| | | | |
|----------|------|---------|------|
| 議会事務局長 | 石田淳司 | 議会事務局係長 | 阿武泰貴 |
| 議会事務局企画員 | 篠田真理 | | |

4 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------|------|---------|------|
| 市長 | 篠田洋司 | 副市長 | 波佐間敏 |
| 教育長 | 中本喜弘 | 病院事業管理者 | 高橋睦夫 |
| 代表監査委員 | 重村暢之 | 総務部長 | 田辺剛 |
| 総合政策部長 | 藤澤和昭 | 地方創生監 | 藤澤由文 |
| 市民福祉部長 | 杉原功一 | 建設農林部長 | 西田良平 |
| 観光商工部長 | 繁田誠 | 美東総合支所長 | 志賀雅彦 |
| 秋芳総合支所長 | 鮎川弘子 | 会計管理者 | 三戸昌子 |
| 教育委員会事務局 教育次長 | 末岡竜夫 | 上下水道局長 | 白井栄次 |
| 病院事業局管理部長 | 安村芳武 | 消防長 | 松永潤 |

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議案第107号 美祢市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正に

ついて

- 日程第3 議案第108号 美祢市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第109号 美祢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第110号 美祢市秋芳洞駐車場の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第111号 美祢市営住宅条例の一部改正について
- 日程第7 議案第112号 美祢市火災予防条例の一部改正について
- 日程第8 議案第113号 美祢市美東センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第114号 美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第115号 美祢市綾木ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第116号 美祢市綾木ふるさと体験工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第117号 美祢市真長田定住センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第118号 美祢市立学校施設使用条例の一部改正について
- 日程第14 議案第119号 美祢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第120号 美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第121号 美祢来福センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第122号 美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第123号 美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第124号 美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する

する条例の一部改正について

- 日程第20 議案第125号 美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第126号 美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第127号 美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第128号 美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第129号 美祢市保育所施設使用条例の一部改正について
- 日程第25 議案第130号 美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第131号 美祢市農村婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第132号 美祢産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第133号 美祢農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第134号 美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第135号 美祢市都市公園条例の一部改正について
- 日程第31 議案第136号 美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第 98号 令和2年度美祢市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第33 議案第 99号 令和2年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第100号 令和2年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第101号 令和2年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第36 議案第102号 令和2年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

日程第37 議案第103号 令和2年度美祢市下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第38 議案第104号 令和2年度美祢市観光事業会計補正予算（第3号）

日程第39 議案第137号 美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定について

日程第40 議案第138号 美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定について

日程第41 議案第139号 美祢市鳳鳴地域交流センターの指定管理者の指定について

日程第42 議案第140号 美祢市都市公園の指定管理者の指定について

日程第43 議案第141号 財産の取得について

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日配付してございますものは、議事日程表（第5号）、以上1件でございます。
御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、田原義寛議員、岡村隆議員を指名いたします。

この際、執行部から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） 議長からお許しをいただきましたので発言をさせていただきます。

本定例会に提案しております議案第137号、第138号及び第140号の資料の一部に誤りがございました。

ただいま送信いたしました、正誤表のとおり、訂正しておわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございましょうか。

日程第2、議案第107号から日程第43、議案第141号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 猶野智和君 登壇〕

○総務企業委員長（猶野智和君） ただいまより、去る12月3日に開催しました総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

さきの本会議において、本委員会に付託されました議案15件のうち、既に議決されました3件を除く議案12件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしまし

たところ、全員異議なく原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程において、委員より質疑等がありましたので、その主なものについて御報告いたします。

議案第137号及び議案第138号美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定について御報告いたします。

委員より、指定管理者の指定期間をもう少し長く設定してはどうかとの質疑に対し、執行部より、これまでは、指定管理期間を5年で設定していましたが、本市、長門市及び山陽小野田市で構成するJR美祢線利用促進協議会の計画が3年間周期で実行されており、今回はその計画に合わせた形で指定管理期間を3年間としたところですのでの答弁がありました。

また、委員より、美祢市地域交流ステーション事業は、JR美祢線の利用促進という意図で始まったが、その目的は達成されているかとの質疑に対し、執行部より、JR美祢線利用促進協議会の事業を実施する中で、本事業はかなり大きな役割を担っていると認識しています。於福・厚保、それぞれ年間5,000人程度の交流人口を生んでおり、十分に美祢線の利用促進に寄与していますとの答弁がありました。

本議案については、このほかにも意見等がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

また、このほかの議案についても、委員より質疑、意見がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務企業委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えさせていただきます。

〔総務企業委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 総務企業委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

〔総務企業委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 続いて、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 杉山武志君 登壇〕

○教育民生委員長（杉山武志君） ただいまより、去る12月4日に開催いたしました

教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案29件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、議案第99号、議案第101号、議案第102号、議案第108号、議案第109号、議案第111号、議案第139号及び議案第140号は全会一致にて可決、議案第113号から議案第135号の21件は、賛成多数により可決しております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑について御報告申し上げます。

議案第140号美祢市都市公園の指定管理者の指定について御報告いたします。

委員より、秋吉台国際芸術村の指定管理期間が5年間となっているが、引き続き維持されるということでのよいのかとの質疑に対し、副市長より、秋吉台国際芸術村を含めた市内3施設については、山口県の行政改革の中で移譲を含めて検討されていましたが、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、改革の流れを一旦凍結するとの報告を県から受けています。そのため、5年間の指定管理期間は確定しているものと認識していますとの答弁がありました。

本議案については、このほかにも委員より質疑がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

また、そのほかの議案につきましても、委員より質疑、意見等がございましたが、ここでは割愛させていただきます。

次に、そのほかの所管事項につきまして、天井山風力発電事業、仮称でありますが一について、執行部より、進捗状況や今後の流れについての説明を受けましたので、主な質疑について御報告いたします。

委員より、計画段階環境配慮書の手続において提出された住民意見の内容や回答方法についてお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、次の段階である環境影響評価方法書の中に、事業者へ提出された意見の概要とそれに対する事業者の見解が示され、それが回答になるものと考えますとの答弁がありました。

また、委員より、風車の設置に伴い、敷設される道路規模は相当なものと思われるが、土砂が崩れた場合などの対応は誰がするのか。また、風車から発生すると思われる低周波への配慮について、事業者はどのように考えているのかとの質疑に対し、執行部より、工事の実施に関しては、環境影響評価方法書以降の手続の中で明

らかになってくるものと思われましてとの答弁がありました。

このほかにも、所管事項につきまして委員より発言がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

以上をもちまして、教育民生委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えさせていただきます。

〔教育民生委員長 杉山武志君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 教育民生委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

〔教育民生委員長 杉山武志君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長 高木法生君 登壇〕

○予算決算委員長（高木法生君） ただいまより、去る12月7日に開催しました予算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案2件のうち、既に議決されました1件を除く議案第98号令和2年度美祢市一般会計補正予算（第11号）について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全会一致にて原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑について御報告いたします。

委員より、秋芳地域ごみ集積所整備補助金について、集積箱の増設により集積所が狭隘となった場合、集積所を増やすことが可能か——失礼しました。集積所を増やすことは可能か。その場合に補助金の対象となるかお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、1つの行政区で集積所が1か所であったものを移設し、ごみ箱を増やすような場合は補助対象になります。なお、集積所を増やす場合には、パッカー車等のルートの問題もあるので、事前に相談いただいてから決定していきますとの答弁がありました。

また、委員より、集積所の補助の上限額は5万円となっているが、受益者負担はあるかとの質疑に対し、執行部より、補助対象経費の2分の1、上限5万円が補助

金額となるため、集積箱の大小により金額は異なりますが、最低でも2分の1の額は地元負担となりますとの答弁がありました。

本議案につきましては、このほかにも委員より質疑及び意見がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えさせていただきます。

〔予算決算委員長 高木法生君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 予算決算委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長 高木法生君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りをいたします。ただいま総務企業委員長、教育民生委員長、予算決算委員長からの申出のとおり、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第107号美祢市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第107号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第108号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第108号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第109号美祢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第109号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第110号美祢市秋芳洞駐車場の管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第110号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第111号美祢市営住宅条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第111号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第112号美祢市火災予防条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第112号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第113号美祢市美東センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○13番（三好睦子君） この議案に反対いたします。

コロナ禍——コロナ禍やウンカの被害で、多くの市民は収入が少なくなっています。また、消費税10%になっていて、市民の経済状況は厳しい環境にあると思います。しかし、市民は心豊かに生きるため——生きたいと思っています。

文化・芸術は、人間が生きていくために必要不可欠なものになっています。市も生涯学習スポーツなどを推進しています。その活動の場となる施設の使用料・手数料の値上げに反対いたします。

議案の中に値下げの部分もありますが、一括答弁、一括質疑でしたので、反対——値下げになっていました——値下げになっているものに反対するものではありません。

以上、意見を述べます。

○議長（竹岡昌治君） ほかに御意見ございませんか。岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 今回、今議案第113号ですけど、美祢市美東センターの設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

今回は、期限が3年やったかな。大体改定する——いろいろ世の中の動きを見て改定するというので、今回、例えば美東センターであれば、大ホールが1時間につき180円が、改定案として270円、1.5倍以上にならないようにということで、そういった配慮をして、今回は1.5倍以内での使用料の値上げになっております。そういったところをちゃんと配慮している。

また、ほかのコミュニティセンターなどありますけれども、こういったところの例えば調理室、こういったところは、逆に80%程度使用料が下がったと。こういったところもあって、いろいろその辺はちゃんと調査して調整されておりますので、今回、美東センターについては、あくまでも1.5倍以内ということで対応されたということで、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（竹岡昌治君） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） これより、議案第113号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第114号美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○13番（三好睦子君） 先ほどと同じ理由で、これについても反対いたします。

○議長（竹岡昌治君） ほかに御意見ございませんか。岡山議員。

○11番（岡山 隆君） この114号ですけども、赤郷交流センター、これも大集会室が1時間200円、改定案が300円ということで1.5倍以内になってます。ほとんどが値下げされたところ——使用料が値下げされたところもありますし、上がったも1.5倍をちゃんと守ってる。1.4倍のところもありますし。

そういったところを今後、こういった同じような事案がありますけれども、基本

的には、市民の皆さんの思いを配慮した範囲内で対応されたということで、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（竹岡昌治君） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第114号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第115号美祢市綾木ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○13番（三好睦子君） 最初に第113号で述べましたように、その理由で反対いたします。

○議長（竹岡昌治君） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第115号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第116号美祢市綾木ふるさと体験工房の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○13番（三好睦子君） 第113号と同じ理由で反対いたします。

○議長（竹岡昌治君） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 座ってください。御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第116号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第117号美祢市真長田定住センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○13番（三好睦子君） 最初に申しました第113号の理由で、同じく——同じ理由で反対いたします。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員、お尋ねをします。

今回のこの設置条例で、使用料の受益者負担の公平性を保つためのバランスを取るための議案に対して、あと全部反対なんですか。

○13番（三好睦子君） そうです。

○議長（竹岡昌治君） それを確認した上で進めたいと思うんですが。

○13番（三好睦子君） よろしく願いいたします。ですから、136号までになります。

○議長（竹岡昌治君） じゃあそのように取り計らいます。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第117号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第118号美祢市立学校施設使用条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第118号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決

であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第119号美祢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第119号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第120号美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第120号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第121号美祢来福センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第121号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決され

ました。

日程第17、議案第122号美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第122号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第123号美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第123号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第124号美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第124号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決され

ました。

日程第20、議案第125号美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第125号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第126号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第126号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第127号美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第127号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第128号美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例

の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第128号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第129号美祢市保育所施設使用条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第129号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第130号美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第130号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第131号美祢市農村婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第131号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第132号美祢産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第132号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第133号美祢農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第133号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第134号美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第134号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第135号美祢市都市公園条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第135号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第136号美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第136号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第98号令和2年度美祢市一般会計補正予算（第11号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第98号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第99号令和2年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第

2号)の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹岡昌治君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第99号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹岡昌治君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第100号令和2年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹岡昌治君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第100号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹岡昌治君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第101号令和2年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹岡昌治君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第101号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹岡昌治君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36、議案第102号令和2年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹岡昌治君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第102号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37、議案第103号令和2年度美祢市下水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第103号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38、議案第104号令和2年度美祢市観光事業会計補正予算（第3号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第104号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第39、議案第137号美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第137号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第40、議案第138号美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第138号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第41、議案第139号美祢市鳳鳴地域交流センターの指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第139号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第42、議案第140号美祢市都市公園の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第140号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第43、議案第141号財産の取得についての討論を行います。本案に対する御

意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第141号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

令和2年も残すところあと僅かとなりました。寒さ厳しき折でございますが、市民の皆様、また議員の皆様も健康に留意され、健やかに新年を迎えられますよう祈念申し上げます。

これにて、令和2年第4回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前10時48分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年12月10日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃